

令和3年度 上越市立稲田小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得るものであるという基本的認識の下、日常的にいじめの未然防止に取り組む。本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進める。

1 いじめの定義（法第2条）

「いじめとは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたとされる児童の立場に立つことが必要である。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法第2条」より】

- ①「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。
- ②「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。
- ③具体的ないじめの様相の例
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（①～③は、国の基本方針による）

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- （1）あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりをめざす。
- （2）児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導、人権教育の充実を図り、児童一人一人が認められ、互いを大切にしよう温かな人間関係づくりを図る。
- （3）いじめはどの学校、どのクラス、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は組織的に対応し、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら早期に解決にあたる。
- （4）いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守ることを姿勢とし、いじめの実態把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- （5）児童一人一人の変化や状況把握のために、定期的なアンケートや個別の面談などの実施、保護者との信頼関係の構築に努める。

3 具体的な方策といじめの未然防止

- (1) 「稲田小学校いじめ防止基本方針」の策定と学校評価による検証と見直し
- (2) 全校体制での各種取組
 - ・毎月「学校生活アンケート」を実施し、児童の実態を把握するとともに、児童が自分を振り返ることで、よりよい姿を確認できるようにする。
 - ・「いじめ見逃しゼロ強調月間」（6月・10月）を設定し、いじめの定義や構造等について理解させ、いじめを許さない学級・集団づくりへの意識を高める。
 - ・「さんづけ」の徹底を図る。
 - ・「人権強調週間」（12月）を設定し、互いの人格の違いを認め、よさを発見し合う道徳的判断力を高める活動を展開する。
 - ・職員会議や研修の中で、いじめの定義やいじめ防止基本方針等についての共通理解を図る。
 - ・フリー参観では、人権教育や同和教育、道徳に関する授業を公開し、保護者への啓蒙を図る。
- (3) 日々の活動や授業実践の工夫
 - ・道徳教育、人権教育、同和教育、子どもの権利学習の推進を図り、互いの人権を尊重し、思いやりの心を育て、いじめを許さない学級、集団づくりをめざす。
 - ・「楽しい授業・分かる授業づくり」に努める。
 - ・縦割り班活動やクラブ・委員会活動、学校行事などを通して、児童の自己有用感を高め、自主的に考え、活動できるように、場を設定し、指導・支援を図る。

4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と運営

- (1) 「問題対策委員会（いじめ・不登校対策委員会）」の構成と運営
 - ①委員会は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学年で構成し、必要に応じて、学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラー等、その他校長が認める者も含むとする。
 - ②役割は、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。
- (2) いじめの早期発見に係る組織
 - ①教職員間の情報交換
 - ・日常的な情報交換
 - ・学年会や「子どもを語る会」、終会での児童の情報交換
 - ・保健室や学校訪問カウンセラーからの情報提供とその共有
 - ・児童、保護者からの情報の活用
 - ②教育相談体制
 - ・心配される児童への定期的な相談の実施
 - ・学校訪問カウンセラーによる相談体制の確立と教頭をはじめとする担当の報告、連絡、相談の徹底
 - ③特別支援教コーディネーター
 - ・児童の実態把握と適切な支援の助言
 - ・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり
- (3) 地域・家庭・関係機関との連携
 - ①家庭との連携
 - ・学校だよりや学年だよりによる子どもたちの活動の広報
 - ・いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA総会や諸会合、学校だより等で）
 - ・インターネット、携帯、スマートフォンに関わるいじめについての理解及び協力

②地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
- ・登下校時の交通指導を通した児童の実態の情報交換

③関係機関との連携

- ・必要に応じてJAST、児童相談所、市すこやかな暮らし支援室、適応指導教室と連携し手解決にあたる。

(4) 児童に関する情報の共有化と児童理解

- ①「子どもを語る会」及び資料による情報の共通化、引継ぎ
- ②学級編制資料などの個人資料による情報の収集、引継ぎ
- ③生活アンケート（毎月）、Q-Uアンケート（5月、10月）による児童の実態把握
- ④学年会、「子どもを語る会」、終会での児童理解
- ⑤「生徒指導事案」の記録による事例報告

5 いじめに対する具体的な対策・措置

(1) 素早い事実確認

①速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者→担任、学年主任、生活指導主任→教頭→校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。(状況によっては、担任、学年主任から教頭へ報告)

②いじめ対策委員会の設置

事実確認、保護者への対応

◇被害児童への聴き取り

- ・教職員は、被害者の視点に立ち『味方』となって支える立場で接する。
- ・いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、急かさず気持ちに寄り添って話を聴く。

◇加害児童への聴き取り

- ・いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- ・いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聴く。
- ・「いじめは絶対に許されない行為」とし、喧嘩両成敗的指導はしない。

◇周辺児童への聴き取り

- ・事実を確認する段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- ・内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- ・事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

◇被害児童保護者、加害児童保護者に対して

- ・保護者とは直に会って面談を行う。複数で対応する。
- ・保護者の立場や心情に十分配慮し、現状と今後の具体的な説明をする。
- ・保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明する。

解決への指導支援・再発防止の取組

◇指導方針を検討し、指導支援体制を編制する。

◇児童への経過観察

- ・担任は、指導を継続し、指導の経過を生活指導主任、管理職に随時報告する。

(いじめの解消は、少なくとも3か月以上心理的または物理的な影響が止んでいる状態であること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの条件を満たしていること)

◇全職員での共通理解

- ・「子どもの語る会」や終会等で全職員に報告し、共通理解を図る。

◇事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。

- ・必要に応じて関係機関と連携をとり、対応する。

◇指導支援に際し留意すること

- ・いじめと判断した場合でも、好意から行った行為が意図せずに相手を傷つけた場合や軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに謝罪し再び良好な関係を築いている場合については、厳しい指導を要しない。
- ・加害児童に対し、出席停止の措置を行った場合、期間における学習の支援などの教育上必要な措置を講じ、立ち直りの支援を行う。
- ・被害児童又はその保護者が希望する場合は、就学校の指定の変更や杭域外就学等の弾力的な対応を行う。

(2) いじめ発生時の組織的な対応の流れ (別紙)

6 いじめの重大事態への対応 (*「いじめ対策委員会」を核として対応する。)

(1) いじめの重大事態の定義 (法第28条)

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する (年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む) ことを余儀なくされている疑いがあると認める場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」と言う申し立てがあった場合

(2) 重大事態発生時の対応

①初期調査の実施

- ・情報主収集と整理、いじめの概要把握と情報共有の徹底

②教育委員会への報告と連携

③被害児童への対応

- ・複数の教職員による保護、緊急避難措置の検討、実施

④加害児童への対応

- ・懲戒や出席停止の検討

⑤関係機関との連携

- ・警察への相談・通報や教育相談所等との連絡
- ・いじめ対策緊急保護者会の開催
- ・教育委員会が設置する組織との連携・協力

⑥その他

- ・児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価の実施と学校の基本方針の見直し

7 保護者との連携について

- ①児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを学校だより、授業参観日の道徳の授業などで伝えていく。
- ③家庭において、他の子どもを批判するなどしていじめを誘発・助長することにならないよう伝えていく。

- ④アンケート調査などを活用し、児童の人間関係や学校生活の悩みなどを把握し、いじめの未然防止に努め、共に解決することで、保護者との信頼関係を深める。
- ⑤インターネット、携帯、スマートフォンに関わるいじめについて、保護者にいじめ防止の啓発活動をしたり、解決に向けて連携して対応したりする。

8 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ①いじめの事実を確認した場合は、上越市教育委員会へ報告を行う。また、重大事態発生時の対応については、法に則して、上越市教育委員会へ報告し指導・助言を求め、学校だけでは解決が困難な場合は、警察（スクールサポーター）や関係機関（教育相談 J A S T ・児童相談所・スクールソーシャルワーカー・24時間子どもSOSダイヤル・新潟県いじめ相談電話・新潟県いじめ相談メール・いじめ対策ポータル）などの協力を得て、学校として組織的に動く。
- ②地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから P T A や学校運営協議会の会合などで、いじめ問題への対応などの健全育成についての話し合いを進める。

＜令和3年度いじめ未然防止取組の年間指導計画＞

月	主な取組	具体的な活動内容
4月	○学級づくり ○家庭確認及び訪問 ○児童観察・理解（随時） ○子どもを語る会（毎週） ○毎月の生活アンケート（毎月）	<ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎ事項の確認 ・配慮児童に対する共通理解、指導方針等の共通理解 ・学級経営・指導方針・指導方法の決定 ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携 ・子どもの実態把握と教育相談の実施 ・いじめ問題の理解と対策について事例に基づいた研修
5月	○QU検査①	<ul style="list-style-type: none"> ・学級での友達関係や意識の調査 ・QUを踏まえた児童との教育相談実施（全校）
6月	○いじめ見逃しゼロ強調月間	<ul style="list-style-type: none"> ・全学級でいじめについての話し合い実施（学級宣言） ・道徳でいじめにかかわる内容の授業の実施 ・担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し ・配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認
7月	○QU検査①分析 ○児童及び保護者アンケート ○職員の取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ・児童へのアンケート調査の実施 ・保護者からの児童の実態把握 ・SNS、インターネットにおけるいじめ防止について保護者への啓発
8月	○生徒指導研修会	・ 児童理解と対策について事例に基づいた研修
9月	○夏休みの生活調査	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの児童の様子を把握 ・夏休み以降の児童観察
10月	○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○QU検査②	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える場の設定 ・いじめ防止教材、人権教育教材を活用した授業の実施 ・道徳でいじめにかかわる内容の授業を実施 ・学級での友達関係や意識の調査 ・QUを踏まえた児童との教育相談実施（全校）
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し ・配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認
12月	○QU検査②分析 ○児童及び保護者アンケート ○保護者個別懇談 ○人権強調週間 ○職員の取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ・児童へのアンケート調査の実施 ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携 ・保護者からの児童の実態把握
1月	○冬休みの生活調査 ○生徒指導研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休みの児童様子を把握 ・冬休み以降の児童観察
2月		
3月	○職員の取組評価 ○引き継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮児童に対する共通理解、変容の報告、指導方針等の確認 ・1年間の反省と今後の課題・引き継ぎ事項の徹底